

平成23年5月1日

No. 31

# 間税会ニュース

福 局 間 連  
間 税 会

## 考えよう消費税

### 1 はじめに

- ① 間税会は、消費税を中心とした間接税について、税制・執行に関する唯一の提言団体として、公平・中立・簡素の見地に立って、提言を行っています。
- ② また、間税会は「消費税のあり方を考える会」であることを十分に理解して、消費税の負担が増えるというそのこと自体に、反対や不平・不満を持つことなく、公平性の観点から不公平な要素を持っている事項について、これを是正するという姿勢で提言していく必要があります。
- ③ そこで、消費税に関する最近の論議や会員の声などを、私なりにまとめてみましたので、これからの消費税改正等を考えるうえでの参考にしてください。 (文責・伊藤貫一)

### 2 消費税導入の背景等

- ① 消費税は、社会共通の費用を公平に分かち合うという考え方や、水平的公平への関心の高まり等を背景として、消費全般に広く負担を求めるものとして、平成元年4月に導入されました。
- ② この消費税は、世界各国で既に実施されている「付加価値税」の系譜に属するもので、累積課税を排除するために、仕入れに係る前段階の税額を控除する方式のものです。

消費税活かすみんなの間税会

### 3 消費税の使途

- 消費税は、現在、次のようになっており、老後の生活の安心などを支える福祉と、地方のくらしに役立つように使われている。

消費税	百分比	地方交付税	算定	配 分	
国 税 4%	80%	(70.5)	$80 \times 70.5 = 56.4\%$		基礎年金 老人医療へ 56.4% 介 護
		29.5	$80 \times 29.5 = 23.6\%$		地方へ 43.6%
地方消費税 1%	20%	—	20%		
計 5%	100%	(100)	(100)	※地方消費税1%はまず各都道府県に按分された後、その按分された1/2相当額を各都道府県は管内市町村に按分し交付する。	

(注) 消費税の使途については、現在、法律上の制約はありませんが、予算書の総則で、基礎年金・老人医療・介護に充てるよう明記されて、その全額が福祉目的に使われている。

### 4 消費税独自の制度

消費税は、所得税や法人税とは異なり次のような独自の制度がありますので、事業者は実務に注意されるとともに、消費税改正についての意見・要望の参考にしてください。

- ① 取引（科目）ごとに、課税・非課税・不課税（課税対象外）の判断が必要である。
- ② 納税義務を判定するための、基準期間（2年前）制度がある。
- ③ 基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円以下は、免税事業者となる。
- ④ 免税事業者でも、課税事業者になることができる制度がある。
- ⑤ 課税売上割合によって、仕入控除税額の計算の仕方が異なる。
- ⑥ 基準期間（2年前）の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、事業区分ごとにみなし仕入率を適用できる簡易課税制度がある。
- ⑦ 課税期間（原則1年間）を3か月または1か月ごとに短縮できる制度がある。

## 5 消費税のポイント（創設時⇨現在・主な事項）

項 目	創 設 時	現 在
1. 課税対象	<p>(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供）</p> <p>(2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>
2. 納税義務者	<p>(1) 国内取引……事業者</p> <p>(2) 輸入取引……輸入者</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>
3. 事業者免税点制度	<p>○ 基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。</p> <p>※ 基準期間の課税売上高が3,000万円以下であっても、届出書を提出して課税事業者になることができる。</p>	<p>○ 事業者免税点制度の適用上限額の引下げ 3,000万円以下 ⇨1,000万円以下</p> <p>○ 新設法人に対する免税点制度の不適用 資本金又は出資金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間（基準期間がない事業年度）については、納税義務を免除しない。</p>
4. 税率	<p>○ 3%</p>	<p>○ 税率の引上げ 3%⇨4% （注）地方消費税（税率は消費税額の25%＝消費税率1%相当）とあわせた税率は5%となる。</p>
5. 簡易課税制度	<p>○ 基準期間の課税売上高が5億円以下の課税期間については、選択により適用</p> <p>○ みなし仕入率 卸売業者……………90% その他の事業者……80%</p>	<p>○ 適用上限額の引下げ 5億円以下⇨4億円以下⇨2億円以下となり、現在 ⇨5,000万円以下</p> <p>○ みなし仕入率の見直し 第1種事業（卸売業）……………90% 第2種事業（小売業）……………80% 第3種事業（製造業等）……………70% 第4種事業（その他の事業）…60% 第5種事業（サービス業等）…50%</p>

項 目	創 設 時	現 在
6. 課税期間	(1) 個人事業者は暦年 法人は事業年度 (2) 課税期間の短縮 3月ごとに区分した各期間	(1) 同左 (2) 課税期間の短縮追加 個人 1月1日以後1月ごとに区分した各期間 法人 その事業年度をその開始の日以後1月ごとに区分した各期間
7. 申告・納付	<input type="radio"/> 国内取引 (1) 確定申告・納付 ① 原則課税期間終了後2月以内に確定申告・納付 ② 個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末（租特法） (2) 中間申告・納付 直前の課税期間の確定消費税額が60万円を超える事業者は、年1回の中間申告・納付  <input type="radio"/> 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告、納付（3か月以内の納期限の延長あり）	(1) 同左 (2) 中間申告・納付制度の改正 1. 60万円以下……………なし 2. 60万円を超え500万円以下……………年1回 3. 500万円を超え6,000万円以下……………年3回 4. 6,000万円超……………年11回
8. 仕入税額控除の適用要件	<input type="radio"/> 帳簿又は請求書等の保存を義務付け	<input type="radio"/> 同左 <input type="radio"/> 帳簿及び請求書等の保存を義務付け
9. 価格表示		<input type="radio"/> 総額表示の義務付け 消費者に対し、商品の販売を行う事業者は、消費税額を含む総額を表示
10. 輸出免税	<input type="radio"/> 輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）は免税	<input type="radio"/> 同左
11. 非課税	<input type="radio"/> 非課税範囲…省略	<input type="radio"/> 非課税範囲の追加…省略

## 6 税制の基本は、公平・中立・簡素

### (1) 公平の原則

経済力が同等の人には同等の負担を求める「水平的公平」と、経済力のある人にはより大きな負担を求める「垂直的公平」があり、さらに、近年では「世代間の公平」が一層重要となっています。

- 世代間の公平…勤労世代の割合が少なくなる少子・高齢社会では、勤労世代だけに負担を求めることは、経済社会に悪影響を及ぼしかねません。

### (2) 中立の原則

税制が個人の選択や企業の経済活動に強い影響を与えないようにするのが、中立の原則です。

### (3) 簡素の原則

税制の仕組みをできるだけ簡素にし、納税者に理解しやすくするのが、簡素の原則です。

## 7 所得課税・消費課税・資産課税等について（税金の種類）

区 分		所得課税	消費課税	資産課税等
主 な 税 金	国 税	所得税 法人税	消費税 揮発油税 地方揮発油税 酒税 たばこ税	相続税 贈与税 印紙税 登録免許税
	地方税	市県民税 事業税	地方消費税 自動車税 ゴルフ場利用税	不動産取得税 固定資産税 事業所税

## 8 高福祉・高負担か低福祉・低負担か

(1) 21世紀は少子高齢化と人口減少が進み、国民一人当たりの担税力は減少する。

(2) この中で、公正で活力ある社会を築くために、税制の果たす役割は重要です。

(3) 端的に言えば、

- 国民が必要とする公的サービスとこれをまかなう税金は、国民全体として考えると、受益と負担という表裏一体の関係にある。
- よく高福祉・高負担か低福祉・低負担かという言葉が使われるが、国民が求める公的サービスの質の度合いによって、負担の軽重が違ってくる。
- 日本の現状は、公的サービスは高い水準にあって……高福祉  
負担は低い水準にある……低負担  
そのギャップを国債で補っている……財政赤字  
そして、……後世代への借金の先送りを続けている

(4) 公的サービスによる便益と費用負担について、次のような選択の問題がある。

①便益を見直すのか ②負担を見直すのか ③両者の組合せか

●日本は、税金は納めるのではなく、取られるという意識が潜在的にある。

○政治家は、過大なサービスや過剰な減税ばかりを強調し

○選挙民も、受益のほうばかりに目がいき、負担はできるだけ避けようとする

## 9 消費税見直しの動向等

昨今の厳しい財政事情や、年金・医療・介護の社会保障給付の財源並びに少子化に対処するための施策に要する費用の確保の必要性などから、消費税の見直しは避けて通ることのできない検討課題であるとされていることからみても、近い将来、消費税の見直しに向けて、具体的な検討が開始されるものと思われます。

消費税の見直しに当たって、(1)税率の引上げをめぐる議論が行われる際には、①税率を何時から何パーセントにするか、②税率の引上げに当たっては、A. 消費税に内在する逆進性を緩和するため、食料品などは一般的な税率より低い税率（軽減税率）とする複数税率制度とするのか、B. 税率は単一としつつ新たに給付付き税額控除制度を設けるのか、また、(2)消費税収の用途を福祉目的に特定する福祉目的税にするのかということが、大きな論点になるとと思われます。

### (注1) 給付付き税額控除制度

給付付き税額控除制度は、低所得者に対する社会保障と税制を一体的に運用するために設けられる制度で、所得税における税額控除について、控除税額がその者の納付税額より少ない場合には、その控除不足額をその者に給付する制度である。

この給付付き税額控除は、世帯単位で行うことになるので、その世帯単位の所得が正確に把握されることが必要であり、そのため共通番号制度の導入が不可欠であるといわれている。

### (注2) 共通番号制度

共通番号制度については、①個人に対する付番では、「基礎年金番号制度」及び「住民基本台帳番号制度」が検討され、法人に対する付番では、「法人税の申告書に付している整理番号」と「商業・法人登記簿に付されている整理番号」が検討されている。

### (注3) インボイス方式

税率アップは逆進性、複数税率の議論とあいまって、消費税計算の正確性を担保するため、日本型帳簿方式からインボイス方式への移行についても論議されている。